

岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例（案）※

平成 30 年 4 月 1 日施行

※条例施行規則の修正作業中のため、案とします。

【条例の目的】

土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（条例第 1 条）

【規制の対象】

土砂とは

- ・ 建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったものです。
- ・ 有価物か無価物かは問いません。
- ・ 産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは該当しません。
- ・ 改良土も対象となります。

土砂埋立て等とは

- ・ 土地の埋立てや盛土など、土地へ土砂を堆積する行為です。一時的な保管も対象となります。



【主な規制内容】

- ・ 500 m³以上 3,000 m³未満かつ高さ 1 m 以上である土砂埋立て等は市の許可が必要です。
（3,000 m³以上の場合は、大阪府の許可が必要になります。）
- ・ 許可の申請前には、市との事前協議、土地所有者の同意及び住民説明会の開催が必要です。
- ・ 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- ・ 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認・報告を行う必要があります。
- ・ 土地所有者の方は、埋立て等の施工状況を確認する必要があります。
- ・ 条例の規定に違反した場合、罰則（最高 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が適用されることがあります。

平成 30 年 月

岸和田市市民環境部環境課

1. 土砂埋立て等を行う方へ

(1) 責務

- ・ 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務があります。
- ・ 町会等と協定を締結するなど、周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- ・ 苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければなりません。

(2) 埋立て等の許可

- ・ 埋立て等区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満であり、かつ高さが 1 m 以上の場合は、市長の許可が必要です。(隣接している複数の行為は、一団の区域とみなします。)
- (3,000 m²以上は大阪府条例の対象です。)
- ・ 許可期間は 3 年以内です。(一時堆積を除く。)
- ・ 許可を要しない場合もあります。{(6)(8)参照}

(3) 許可申請前の手続等

- ・ 申請内容及び説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- ・ 土地所有者に同意を得なければなりません。(申請書に同意書を添付)
- ・ 周辺地域の住民に対して説明会を開催しなければなりません。(申請書に議事録を添付)

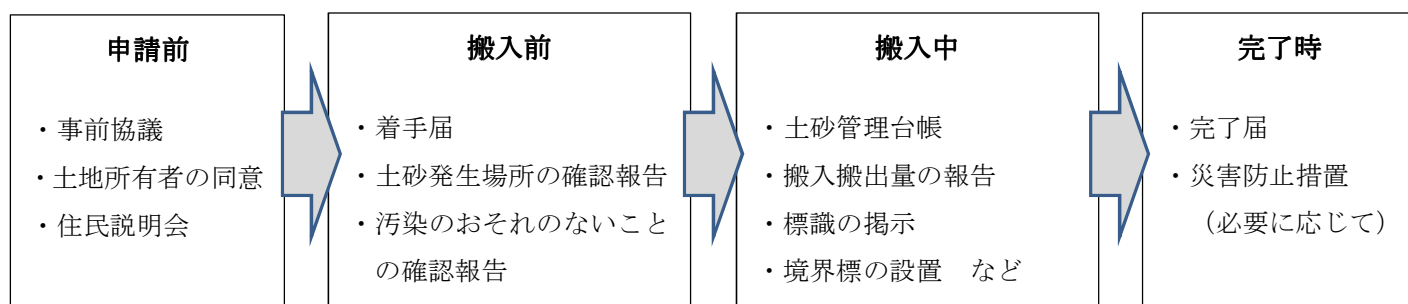
(4) 許可基準

- ・ 欠格要件(本条例の命令・取消しを受け 3 年を経過していない、暴力団員やその関係者 など)に該当しないこと
- ・ 埋立て等を的確かつ継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと
- ・ 災害の発生を防止するため、形状及び構造上の基準(勾配、擁壁、排水施設 など)に適合していること(特定の法令の許可を受けている場合、適用除外されます。{(7)参照}) など

(5) 許可を受けた者の義務

許可を受けた者は、次の報告・届出等を行わなければなりません。

- ・ 許可を受けた内容を土地の所有者へ通知
- ・ 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、市への報告(搬入前)
- ・ 搬入した土砂の量を記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の市への報告(半年毎)
- ・ 氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など



(6) 許可を要しない場合

次の土砂埋立て等は許可不要です。

- ①当該事業区域内で採取された土砂のみを用いて行うもの
- ②国、地方公共団体が行うもの
- ③公共的団体が行うもの

土地改良区	地方道路公社	国立大学法人
土地改良区連合	日本下水道事業団	大学共同利用機関法人
土地区画整理組合	土地開発公社	地方独立行政法人
地方住宅供給公社	住宅街区整備組合	西日本高速道路株式会社
市街地再開発組合	独立行政法人	阪神高速鉄道株式会社
その他、国又は地方公共団体がその資本金等を出資している法人で、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同様に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者		

④他法令の許可等によるもの

採石法第 33 条の認可又は砂利採取法第 16 条の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可
土壤汚染対策法第 22 条第 1 項の許可
港湾法第 37 条第 1 項の許可
道路法第 24 条の承認又は第 91 条第 1 項の許可
土地区画整理法第 4 条第 1 項の認可又は第 76 条第 1 項の許可
都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の許可（準用規定を含む）
下水道法第 16 条の承認（準用規定含む）
河川法第 20 条の承認又は第 24 条、第 26 条第 1 項若しくは第 27 条第 1 項の許可
都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可
都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 50 条の 2 第 1 項の認可又は第 66 条第 1 項の許可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の許可又は第 33 条第 1 項の認可
鉄道事業法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の認可

⑤その他許可を要しないもの

コンクリート、ガラス等の製品を製造、加工するための原材料としての土砂のみを用いて行うもの
運動場、駐車場等の施設の本来の機能を保全するために行うもの
指定管理者が公の施設の管理として行うもの
土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去等に係るもの
法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく義務の履行として行うもの

(7) 形状及び構造上の基準を適用除外とする法令等

地すべり等防止法第 18 条第 1 項の許可
宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可
大阪府砂防指定地管理条例第 4 条第 1 項の許可

(8) 経過措置

- ・平成 30 年 4 月 1 日時点で現に埋立て等を行っている場合には、6 ヶ月の経過措置があります。
 - ・平成 30 年 4 月 1 日時点で特定の法令又は条例の規定による許認可等を受けている場合には、当該許認可に係る期間が満了する日までは経過措置があります。（最大 3 年）
- 詳しくはお問い合わせください。

2. 土砂を発生させる方（発注者、請負者）へ

（１）責務等

- ・建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効利用を促進し、不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう、適正な土砂の処理に努める必要があります。
- ・本条例の許可を受けて埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書等を発行する必要があります。（搬入される土砂の発生場所及び汚染のおそれのないことの確認のため）

3. 土地所有者の方へ

（１）責務等

- ・所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等に同意した土地所有者は、毎月１回以上、施工状況を確認しなければなりません。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）
- ・同意した内容と明らかに異なる埋立て等が行われることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、市長へ報告しなければなりません。この義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。

4. 土砂を運搬する方へ

（１）責務

- ・沿道への粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の低減に努める必要があります。

5. 命令・公表・罰則など

（１）命令・立入・公表

- ・市長は許可事業者に対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう命じることがあります。
- ・市長はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者及び土地所有者に対して報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者に対して、立入検査を行います。
- ・市長は命令した場合、命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表いたします。

（２）罰則

- ・無許可、命令違反など：２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金
- ・土砂の搬入報告の義務違反など：５０万円以下の罰金 など

【お問合せ先】岸和田市市民環境部環境課

TEL:072-423-9463 FAX:072-436-0418 Mail:kankyo@city.kishiwada.osaka.jp

URL: <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/29/> （環境課ホームページ）